各務原市介護予防・日常生活支援総合事業における第１号事業に要する費用の額の算定に関する基準要綱

（平成２９年７月３１日決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４５の３第２項に規定する第１号事業支給費の額の算定に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語は、法、介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（令和６年厚生労働省告示第１６８号）及び各務原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成２８年３月３１日決裁）において使用する用語の例による。

（第１号訪問事業及び第１号通所事業に要する第１号事業支給費の額）

第３条　第１号訪問事業及び第１号通所事業に要する第１号事業支給費の額は、別表に定める単位数に次の表に定める数を乗じて算定するものとする。

第１号訪問事業	１０．２１
第１号通所事業	１０．１４

２　前項の規定により第１号事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて計算するものとする。

附　則

この要綱は、平成２９年８月１日から施行する。

附　則（平成３０年３月３０日決裁）

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年９月２８日決裁）

この要綱は、平成３０年１０月１日から施行する。

附　則（令和元年９月３０日決裁）

この要綱は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則（令和２年５月２９日決裁）

この要綱は、令和２年６月１日から施行する。

附　則（令和３年３月３１日決裁）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年９月３０日決裁）

この要綱は、令和３年１０月１日から施行する。

附　則（令和４年３月３１日決裁）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年９月３０日決裁）

この要綱は、令和４年１０月１日から施行する。

附　則（令和５年３月２９日決裁）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月２９日決裁）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年５月３１日決裁）

この要綱は、令和６年６月１日から施行する。

附　則（令和８年５月２９日決裁）

この要綱は、令和８年６月１日から施行する。

別表（第３条関係）

ア　訪問型サービス費

項目		単位数
１　１週当たりの標準的な回数を定める場合（１月につき）	１週に１回程度の場合	１，１７６単位
	１週に２回程度の場合	２，３４９単位
	１週に２回を超える程度の場合	３，７２７単位
２　１月当たりの回数を定める場合（１回につき）	標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	２８７単位
	生活援助が中心である場合（所要時間２０分以上４５分未満の場合）	１７９単位
	生活援助が中心である場合（所要時間４５分以上の場合）	２２０単位

	短時間の身体介護が中心である場合	１６３単位
３　初回加算（１月につき）		２００単位
４　生活機能向上連携加算（１月につき）	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	１００単位
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	２００単位
５　口腔連携強化加算（１月につき）		５０単位
６　介護職員等処遇改善加算（１月につき）	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	所定単位数の２７０／１０００に相当する単位数
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	所定単位数の２８７／１０００に相当する単位数
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	所定単位数の２４９／１０００に相当する単位数
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	所定単位数の２６６／１０００に相当する単位数
	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の２０７／１０００に相当する単位数
	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の１７０／１０００に相当する単位

		数

注　項目及び単位数の取扱いについては、介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和３年厚生労働省告示第７２号。以下「告示」という。）の例による。

イ　訪問型サービスＡ費

項目		単位数
１　訪問型サービス費（１回につき）	訪問型サービス費Ⅰ（介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者による、１月につき１０回までの訪問の場合）	２２７単位
	訪問型サービス費Ⅱ（市が指定する研修受講者による、１月につき１０回までの訪問の場合）	２２７単位
２　初回加算（１月につき）		２００単位
３　介護職員等処遇改善加算（１回につき）	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の２０７／１０００に相当する単位数
	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の１７０／１０００に相当する単位数
４　介護職員等処遇改善加算（初回加算分）（１月につき）	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の２０７／１０００に相当する単位数
	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の１７０／１０００

		に相当する単位数

注１　１について、１回当たりのサービス提供時間は、４５分未満とする。

注２　３及び４について、所定単位数は、１及び２により算定した単位数の合計とする。

注３　３及び４は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ウ　通所型サービス費

項目		単位数
１　１週当たりの標準的な回数を定める場合（１月につき）	事業対象者・要支援１	１，７９８単位
	事業対象者・要支援２	３，６２１単位
２　１月当たりの回数を定める場合（１回につき）	事業対象者・要支援１	４３６単位
	事業対象者・要支援２	４４７単位
３　生活機能向上グループ活動加算（１月につき）		１００単位
４　若年性認知症利用者受入加算（１月につき）		２４０単位
５　栄養アセスメント加算（１月につき）		５０単位
６　栄養改善加算（１月につき）		２００単位
７　口腔機能向上加算（１月につき）	口腔機能向上加算（Ⅰ）	１５０単位
	口腔機能向上加算（Ⅱ）	１６０単位
８　一体的サービス提供加算（１月につき）		４８０単位
９　サービス提供体制強化加算（１月につき）	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（事業対象者・要支援１）	８８単位
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（事業対象者・要支援	１７６単位

		２）	
		サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（事業対象者・要支援１）	７２単位
		サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（事業対象者・要支援２）	１４４単位
		サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（事業対象者・要支援１）	２４単位
		サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（事業対象者・要支援２）	４８単位
１０　生活機能向上連携加算（１月につき）		生活機能向上連携加算（Ⅰ）	１００単位
		生活機能向上連携加算（Ⅱ）	２００単位
１１　口腔･栄養スクリーニング加算（１回につき）		口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	２０単位
		口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	５単位
１２　科学的介護推進体制加算（１月につき）			４０単位
１３　介護職員等処遇改善加算（１月につき）	利用定員が１９人以上の場合	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	所定単位数の１１／１０００に相当する単位数
		介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	所定単位数の１２０／１０００に相当する単位数
		介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の１

		イ	０９／１０００に相当する単位数
		介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	所定単位数の１１８／１０００に相当する単位数
		介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の９９／１０００に相当する単位数
		介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の８３／１０００に相当する単位数
	利用定員が１９人未満の場合	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	所定単位数の１１７／１０００に相当する単位数
		介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	所定単位数の１２７／１０００に相当する単位数
		介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	所定単位数の１１５／１０００に相当する単位数
		介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	所定単位数の１２５／１０００に相当する単位数
		介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の１

			０５／１０００に相当する単位数
		介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の８９／１０００に相当する単位数

注　項目及び単位数の取扱いについては、告示の例による。

エ　通所型サービスＡ費

項目		単位数
１　市独自通所型サービス費Ⅰ（１回につき）	事業対象者・要支援１（介護予防ケアマネジメントにおいて通所型サービスＡが週１回程度必要とされた者に対する月４回までの通所の場合）	３５５単位
	事業対象者・要支援２（介護予防ケアマネジメントにおいて通所型サービスＡが週２回程度必要とされた者に対する月８回までの通所の場合）	３５５単位
２　市独自通所型サービス費Ⅱ（１月につき）	事業対象者・要支援１（介護予防ケアマネジメントにおいて通所型サービスＡが週１回程度必要とされた者に対する月５回までの通所の場合）	１，５３８単位
	事業対象者・要支援２（介護予防ケアマネジメントにおいて通所型サービスＡが週２回程度必要とされた者に対する月９回から月１０回までの通所の場合）	３，１５２単位

３　運動器機能向上加算（１月につき）			２２５単位
４　介護職員等処遇改善加算（市独自通所型サービス費Ⅰ分）（１回につき）	利用定員が１９人以上の場合	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の９９／１０００に相当する単位数
		介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の８３／１０００に相当する単位数
	利用定員が１９人未満の場合	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の１０５／１０００に相当する単位数
		介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の８９／１０００に相当する単位数
５　介護職員等処遇改善加算（市独自通所型サービス費Ⅱ分）（１月につき）	利用定員が１９人以上の場合	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の９９／１０００に相当する単位数
		介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の８３／１０００に相当する単位数
	利用定員が１９人未満の場合	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の１０５／１０００に相当する単位数
		介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の８９／１０００に相当する単位数
６　介護職員等処遇改善	利用定員が１９人以上の場	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の９９／１０００に

加算（市独自通所型サービス費Ⅲ分）（１月につき）	合		相当する単位数
		介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の８３／１０００に相当する単位数
	利用定員が１９人未満の場合	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の１０５／１０００に相当する単位数
		介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の８９／１０００に相当する単位数
７　介護職員等処遇改善加算（運動器機能向上加算分）（１月につき）	利用定員が１９人以上の場合	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の９９／１０００に相当する単位数
		介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の８３／１０００に相当する単位数
	利用定員が１９人未満の場合	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の１０５／１０００に相当する単位数
		介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の８９／１０００に相当する単位数

注１　１及び２について、１回当たりのサービス提供時間は、３時間以上とする。

注２　送迎・食事の提供にかかる時間については、サービス提供時間に含まないものとする。

注３　４から７までについて、所定単位数は１から３までにより算定した単位数の合計とする。

注４　４から７までは、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

オ　介護予防ケアマネジメント費

項目	単位数
１　介護予防ケアマネジメント費（１月につき）	４４２単位
２　初回加算（１月につき）	３００単位
３　委託連携加算	３００単位
４　介護職員等処遇改善加算	所定単位数の２１／１０００に相当する単位数

注　項目及び単位数の取扱いについては、告示の例による。